

(5) 事務処理安定化支援事業

1 事業の目的

障害者自立支援法施行に伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、事務職員を効果的に配置することによって、利用者負担上限額管理、請求事務又は指定申請などの事務処理を適正に実施し、直接サービスを提供する職員の利用者に対する安定した支援を確保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村（障害児施設は都道府県、指定都市、児童相談所設置市）

(2) 事業の内容

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、特定旧法指定施設及び障害児施設において、事務職員を配置し、次の条件に該当する場合に助成を行う。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ① 定員60人以下の場合 | 事務職員を常勤換算で2人以上配置していること |
| ② 定員61人以上80人以下の場合 | 事務職員を常勤換算で3人以上配置していること |
| ③ 定員81人以上の場合 | 事務職員を常勤換算で4人以上配置していること |

注1 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、重度障害者等包括支援事業所は除く。

(3) 補助単価 利用者1人あたり単価

①定員60人以下の場合	20,000円
②定員61人以上80人以下の場合	15,000円
③定員81人以上の場合	10,000円

注2 各年度の7月中における実利用者の人数に応じて助成を行う。

注3 実施期間(21~23年度)をとおして1事業所につき1回限りの補助に限る

3 補助割合 障害者施設：国1/2、都道府県1/4、支給決定市町村1/4
障害児施設：国1/2、都道府県（指定都市、児童相談所設置市）1/2

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他 ○ 原則、平成21年度中における助成とするが、平成21年8月以降に新規に事業を開始する事業所等については、平成22年度以降の助成も可能とする。

○ 事務職員の配置が助成基準を満たしていることについて、事業所が所在する都道府県に対して届出を行うこと。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係、障害児支援係

事務処理安定化支援事業

Q 8 地方公共団体が設置した障害児・者施設については、助成の対象となるか。

A 8 地方公共団体が設置した施設（地方自治法による指定管理者制度等により、社会福祉法人等へ運営委託をする場合を除く。）、国の所管に属する独立行政法人国立病院機構の設置する施設、児童福祉法第7条第6号に規定する指定医療機関は含まないものとする。

<障害福祉課 福祉サービス係>

事務処理安定化支援事業

Q 9 事務職員を常勤換算で2人以上配置等していることが助成の条件となるが、主たる事業所と従たる事業所を設定している場合、各事業所の事務職員を合わせて常勤換算で2人以上配置等していれば、助成の対象となるか。

A 9 助成の対象となる。

<障害福祉課 福祉サービス係>

事務処理安定化支援事業

Q 10 事務職員を法人本部にしている場合は、助成の対象となるか。

A 10 法人本部にしている場合は、助成の対象としない。
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、特定旧法指定施設及び障害児施設が助成の対象である。

<障害福祉課 福祉サービス係>

事務処理安定化支援事業

Q 11 短期入所については、助成の対象となるのか。

A 11 短期入所については、助成の対象としない。

<障害福祉課 福祉サービス係>

事務処理安定化支援事業

Q12 事務職員の配置は、現在既に複数いる施設について助成するのか。それとも、この事業を契機として複数事務職員を配置した施設についても助成するのか。

A12 いずれの場合も助成対象とする。

<障害福祉課 福祉サービス係>

事務処理安定化支援事業

Q13 補助単価は7月中における実利用者の人数に応じて助成を行うこととなっているが、利用者の上限は設けないのか。また、補助金額についての上限はもうけないのか。

A13 利用者の上限は設けない。また、補助金額についても上限を設けない。

<障害福祉課 福祉サービス係>

事務処理安定化支援事業

Q14 事務職員の数については、常勤・非常勤を問わず常勤換算で必要数を満たしていれば本事業の助成対象となるのか。

A14 お見込みのとおり。

<障害福祉課 福祉サービス係>

事務処理安定化支援事業

Q15 障害者自立支援法施行前（障害児施設給付費導入前）から条件をみたしている施設についても助成の対象となるのか。

A15 助成の対象として差し支えない。

<障害福祉課 福祉サービス係>

事務処理安定化支援事業

Q16 事務職員はいつの時点で配置していなければならないのか。例えば年度当初は条件を満たしていないが、年度途中で新たに事務職員を配置した場合でも本事業の助成対象となるのか。
また、その時点で助成対象となればその後年度途中で退職者が出てかまわなか。

A16 年度途中で新たに事務職員を配置した場合でも本事業の助成対象として差し支えない。また、年間を通じて満たしている必要もない。
また、ある時点で助成対象となる要件を満たしていれば、その後年度途中で退職者がでたとしても助成の対象として差し支えない。
例えば、7月中に助成の要件を満たす事務職員を配置していれば、助成の対象として差し支えない。
各都道府県において、各々基準とする時点を設定していただいて構わない。

<障害福祉課 福祉サービス係>

事務処理安定化支援事業

Q17 利用者1人当たりの助成単価について、例えば日中活動系サービス（定員50名）であって契約者数が100名の場合には、どこの補助単価を用いるのか。

A17 実利用者の人数に応じて助成することとしているが、契約者数の全員が7月中に利用しているのであれば、実利用者数は100名となる。この場合の補助単価としては、定員60人以下の場合の補助単価（20,000円）ではなく、定員81人以上の場合の補助単価を用いることとする。

<障害福祉課 福祉サービス係>